

新宿区自治基本条例検証会議設置要綱

(設置)

第1条 新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号。以下「条例」という。）第25条の規定により条例及び関連する諸制度の検証等を行うため、新宿区自治基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を区長に報告する。

- (1) 条例及び関連する諸制度に関すること。
- (2) その他検証会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 検証会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区民 次に掲げる者の区分のとおりとする。
 - ア 団体の推薦による者 10人以内
 - イ 公募による者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検証会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検証会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証会議は、会長が招集する。

- 2 検証会議は、公開を原則とする。ただし、検証会議が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が検証会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月9日から施行する。
- 2 委員の委嘱のための手続きその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。